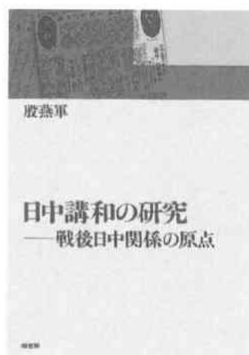


殷燕軍著

# 日中講和の研究

——戦後日中関係の原点

柏書房／2007年3月／420頁／5800円



杉浦康之

## はじめに

近年、日中関係を対象とした研究はブームと言えるほど、多く見られる。かかるブームが生じた背景として、評者は以下の二点の要因が存在すると考えている。

第一の要因は、九〇年代後半以降、歴史問題、台湾問題等により日中関係が良好とは言えない状況に陥り、二〇〇〇年代に入ってから歴史問題の激化、東シナ海の海洋資源問題や安全保障問題の表面化により、「政冷経熱」と呼ばれるまでに両国関係が悪化したという時代状況である。日中双方の研究者は、かかる悪化の原因がどこにあるのかを解明し、その改善を促す方策を見出すことに強い関心を有するようになった。

第二の要因は、この一〇年余りの期間で日本、アメリカ、台湾、中国の外交文書の公開が大幅に促進されたことである。その中には、日華平和条約、日中国交正常化、日中平和友好条約の交渉過程に関する日本外務省の外交文書も含まれ

ている。これらの外交文書に基づき、日本外交史、日中関係史、東アジア国際関係史、さらには中国外交史の視点から戦後日中関係を再検討する研究は近年飛躍的に発展を遂げている。

こうした二つの研究動向は相互補完的な側面も少なくない。すなわち、日中関係の現状は歴史研究者の問題関心にも少なくない影響を与えている一方で、歴史研究者による研究成果も現状に対する考察的基盤を提供していると言える。

本書はまさにこうした二つの潮流にまたがる性質を有している。本書の目的は、戦後日中関係の原点といえる「日中講和の全過程を見つめ、『戦争と平和』という日中両国民にとって、最もナイーブかつ重要な課題を、日中外交史や国際政治的な視野から考え、それぞれの政策決定や米国等絡んだ外交折衝の過程を分析し、戦後日中関係の本質的側面を解明」（三四五頁）し、その上で健全な日中関係を構築するためのコンセンサス形成を喚起することにある。すなわち、各種史料を利用した実証的な検証を通じて

て、現状の諸問題の原因を分析し、その打開策としての政策提言をすることが本研究の目的である。本書は、筆者の前著『中日戦争賠償問題』の内容を多分に踏襲しつつ、この一〇年近くに及ぶ筆者の一連の研究を纏め上げたものであるが、その問題意識は前者よりも明確である。そのため、読者も一読すれば本書に込められた筆者のメッセージを発見することは比較的容易であろう。

以下、本稿では初めに筆者の問題意識に沿う形で内容を簡潔に紹介し、次いで評者の本書に対する評価と若干の疑問点を提示したいと思う。

### 内容紹介

本書の冒頭部分において、筆者は日本と中国との間の講和問題研究の不在、さらには日中間の「講和」不在の可能性を指摘し、日中講和は特殊で新しい問題であるという問題意識を提示する。そして、日中間の歴史的関係、戦争経験、被害状況、戦後日中関係等の視点から問題を提起し、「講和」に関する日中台とい

う「二国三方」外交交渉の過程を考察することを本書の目的として掲げる。また筆者は本書の立場を、「敢えて『中国寄りの立場』で説明し、日中講和に関する双方の立場への議論を深めていき、『民主主義的』な議論を展開」（一二二頁）と明記する。このように、本書の冒頭部分を読めば、読者は筆者の問題関心、研究目的、研究上のスタンスを容易に理解することができる。

第一章から第四章の内容は、筆者の前著『中日戦争賠償問題』の内容を多分に敷衍している。第一章「戦時国民政府の対日講和政策」では、日中戦争の発端、宣戦布告、戦時中の国民政府の対日講和政策が検討されている。筆者は一九三一年九月一八日の九・一八事変（満州事変）をもって一五年戦争が開始されたとし、一九三七年七月七日の盧溝橋事変を「実質戦争状態」と解釈する。その上で、国民政府による一九四一年一月九日の対日戦争布告と中華ソビエト共和国臨時政府による一九三二年四月一五日の対日宣戦宣言の役割を重視し、中国

側のこうした対日宣戦布告は「戦後日中講和の基礎」と位置付ける。そして、かかる戦後日中講和を一五年戦争の講和だけでなく、一八九四年の日清戦争以来の「半世紀の日中戦争の総決算」であると指摘するとともに、「日本政府と日本軍は、平和を犯した罪とともに戦争法規違反の罪という烙印を押されるべきであり、戦後日中講和条約の実施に、法的責任があることを確認すべきである」(三〇頁)と問題提起する。

第二章「日本の降伏と講和条件の実施」では、国民政府の戦後対日政策の遂行に焦点を当てている。筆者は国民政府の対日政策を、多額な賠償請求や各種の政治・経済改革を要求していたものの、「中日間の戦争史と日清戦争の際の賠償経験、日本の侵略による莫大な損失の事情から見れば、正に『寛大』なもの」(六二頁)だと評価する。その上で、一九四七年以後の冷戦進行に伴う米国の対日政策の変化により対日政策の調整を余儀なくされることになったが、国民政府は日本軍国主義復活への警戒感を保持し

続け、米国の「ご都合主義」も非難していたと指摘する。

第三章「台湾地域しか適用しない『講和』へ」では、一九四九年一〇月一日の中華人民共和国成立をもって、中華民国は地方政権へと転落したが、米国、日本は中国の未完全な統一状態から最大限の利益を得るために、国民党勢力(台湾当局)を支持し、これを「中華民国」として承認し続けたと主張する。特に日本が講和条約の相手として大陸ではなく台湾を選んだのは、条約内容を日本にもっと有利にすることを意図していたからだと言及する。その上で、本来連合国の主要構成員である中国は米国により対日講和会議への参加を拒否され、敗戦国・日本が戦勝国・中国の講和相手を選ぶという史上未曾有の「妥協」が成されたが、これは講和に関する中国の法的、歴史的権利を無視するものであり、さらに日本側が戦争責任を講和条約に明記することを反対したため、今日まで日中間では戦争責任問題が曖昧なままになったと厳しく糾弾する。

第四章「日華条約締結交渉」ではその冒頭で、日本政府には「手強い」共産党政権と交渉するよりも、巧く米国の「圧力」を利用して台湾当局に連帯責任を転嫁させ、弱りきった台湾当局と交渉する限定条約であっても、今後の中国大陸との交渉に役立つとの判断が働き、まだ完全統一のなっていない中国から最大限の利益を得ようとする思惑もあった」(一四二頁)と断定する。また台湾の意図は、「条約内容よりも条約締結そのものが最大の目標であり、国際社会に『中国の正統政権』を認めさせることが至上課題」(一四一―一四二頁)であったと指摘する。その上で交渉結果を、条約の性質、賠償問題、条約適用範囲および関連条項等、全般に渡り「一般の中日間戦争(日清戦争)の戦後処理パターンとは対照的な結末であり、日本外交が見事にポイントを稼いだ」(一八九頁)と評価し、日華条約は「戦後日中関係史上これ以上ない虚構の『傑作』」であり、「戦後日中関係の原点は、このような講和とはいえない虚構的な条約により、歪んだ構

造の基でスタートした」(一八九頁)と批判する。

第五章「講和なしの『不戦不和』状態」では、一九五二年四月から一九七二年九月までの日中関係を取り扱っている。筆者は、日華条約は全中国との講和条約ではなく中国大陸には及ばないという吉田茂内閣の見解から、「日華条約は中国大陸に及ぶ」という佐藤栄作内閣までの歴代日本政府の日華条約に関する解釈の変遷を概観し、そうした日本政府の姿勢を「締結後の不適用から大陸適用、また後の(日華条約の)『無効相談論』(中国政府と交渉可能)は互いに矛盾しており、信憑性の無いもの」(二一五頁)と批判する。他方、台湾当局の解釈に関しては、「中国の領土の三%しか支配していないこと、条約の有効性は適用範囲条項に制限されたこと、またこの条約の批准にあたり、全中国国民を代表できない、台湾地域の『立法院』での審議・可決は、全中国への合法性を欠く」(二二五頁)と切り捨てて、その上で、中国政府の立場として「一貫して日華条

約無効を主張し、その限定性さえ一切認めない立場である」(二二七頁)と指摘する一方、「一国二制度」と「台湾当局の台湾地域実効支配」という現実のもとで、日華条約を台湾地域への部分的な有効性を認めることは可能であるとの見解を示す。

第六章「日中国交正常化と日中講和」では、一九七二年九月の日中国交正常化の内容を吟味する。第一に戦争状態の終結宣言をめぐっては、日華平和条約で日中間の戦争状態は終結済みだとする日本側の主張を中国側が受容しなかったため、日中双方が各々解釈できるように前文で未来形として「戦争状態の終結」を盛り込み、第一項で「不正常な状態の終了」を宣言したが、このような曖昧な表現は日中間の戦争状態の終結宣言にはならないと非難する。そして、日中講和という法的問題は先送りされており、正式な戦争状態の終結宣言がない限り、「日中間に戦争状態の持続という重大な問題が発生しかねない」(二四九頁)と問題提起する。次に戦争賠償問題でも日華条

約との法的整合性を求める日本側の主張により中国が一方的に賠償を放棄し、共同声明には賠償請求権の「権」が削除されたが、その結果中国側に法的請求権は留保されており、「日中間の戦争処理は今日になつても依然として法的には解決されていない」(二六一頁)と問題提起する。そして、共同声明は肝心な戦争状態の終結宣言がなく、講和条約に関わる諸要件も満たしていない政治的妥協による解釈講和に過ぎず、法的講和が欠如していると指摘する。さらに、日中国交正常化に対して中国国民のコンセンサスが得られたとは言い難いと主張した上で、その後遺症は今日まで継続しており、「二一世紀に入っても、日中間では、相互不信が解消されずむしろ溝が深まっている状態である。これは双方の関係を法的に清算せずに、正常化だけを求めた代償なのである」(二九一頁)と、当時の日中双方の政府の対応を厳しく批判する。

第七章「平和友好条約締結と日中講和」では、一九七八年八月に調印され

た日中平和条約交渉における日中講和の不在を描写している。第一に、本章では日中国交正常化に際して、中国側は講和型の平和条約を求めず、日中間の戦争処理問題を法的に解決することを目指さない旨を日本側に伝え、日本側も日華条約との整合性の観点からそうした考えに合意した経緯を描きつつ、「日中間の講和条約に関する法的解釈の対立と、講和条約締結の回避は、現在も日中関係にマイナスの遺産として残されている」(二〇七頁)と改めて問題提起する。次いで、

日本外務省が公開した史料に基づき、日中平和友好条約は未来志向の性質を有しており、その交渉過程の主眼は「覇権条項」の取り扱いに置かれていたことを描き出す。その上で、日本政府は日中平和友好条約に「戦後処理的」性格を間接的に認めているが、そうした態度は日華条約による戦後処理解決論とは矛盾を生じ、さらに廃棄事項がある点も本条約の講和条約的性格を否定していると主張する。また、中国側は同条約をあくまで戦後の総括としてのみ強調しており、

戦争処理に関する講和条約とは言明していないと指摘する。そして、これらの検討を踏まえて、日中平和友好条約は講和条約としての性質を有していないと結論付ける。

これら一連の検証を通じて、本書の最後で筆者は、(一)コンセンサスとして日中双方が共に認めている講和に関する基本文書が存在しないこと、(二)コンセンサスとして日中双方に戦争状態の終結宣言をした文書が無いことから、日本と中国という長い戦争があった国同士では、「解積講和」や「解釈終結」はあるものの、双方が共に認める法的根拠としての講和条約は未だに成立していないことを立証したと主張する。そして、今日の日中間の様々な対立点や諸問題が発生する原因は、こうした日中間の講和条約、戦争状態の終結宣言に関するコンセンサスの不在にあると問題提起し、「健全な日中間係を作り上げるためには、どうしても日中双方の戦争終結と平和回復に関する法的、政治的コンセンサス作りが必要」(三五六頁)であると提言し、本書を締

め括っている。

### 本書の評価点と若干の疑問点

以上の内容紹介を踏まえて、本書に対する評者の評価点を指摘したい。

第一に評価できる点として、本書の主題である「日中講和」という問題設定が挙げられる。筆者が本書の中で再三にわたり主張しているように、日華平和条約、日中国交正常化、日中平和友好条約に関する個別研究は少なくないものの、「日中講和」という明確な論点を設定し、これら三つの日中間の戦後処理問題を包括的に概観した研究はこれまで見られない。かかる壮大な問題設定は、近年公開された各国の外交文書を活用し、個別テーマを実証的に解明することに主眼を置いている日本の外交史・国際政治史研究の中では異彩を放っており、かかる筆者の挑戦的な姿勢は評価されて然るべきものであろう。そして、一連の検証を通じて、現在の日中間の戦後処理は「解積講和」に過ぎず、双方が完全にコンセンサスを共有できる明確な「法的講和」

が未だに存在していないために戦後処理問題は最終的な解決を見ていないとの問題提起は極めて興味深く、評者が管見した限り類似の研究書がほとんど存在していないことに鑑みれば、傾聴に値するものであるろう。

第二に評価できる点は、筆者が本書冒頭で明記しているように、あえて中国の立場から日本の対中戦後処理外交を考察したことである。多くの戦後日本外交史研究が、日米関係を常に意識しながら研究を進めているのに対し、筆者は台湾を含んだ形の「二国三方」の日中関係をベースとして戦後日本外交の実像を描写することを意識し、これを「日中中心史観」と命名する。そして、このような「日中中心史観」から、アメリカという大国の意向に翻弄される弱さではなく、冷戦という当時の国際情勢を極めて的確に把握し、かかる国際環境を利用して戦国にも拘らず、戦勝国・中国から最大限の利益を獲得しようとする、極めて巧妙であり、ときには狡猾なまでの日本外交の「強さ」を描き出す。筆者自身、こ

うした日本外交の巧妙さ、狡猾さには多分に批判的であるが、かかる観点を日本人は往々にして忘れがちであることに鑑みれば、中国人研究者によるこのような指摘は注目に値するものであるろう。

第三の評価点としては、中国人研究者による七二年体制に対する挑戦が展開された点が挙げられる。ここで言う七二年体制とは、一九七二年九月の日中国交正常化の際の日中共同声明により規定された日中関係の基本的な枠組みを指す。その意味する内容は使用する研究者により差異があるものの、これまで中国人研究者には七二年体制を毛沢東・周恩来らの当時の指導者の叡智の賜物として賞賛し、これが未来永劫に渡り日中関係の基盤となることを今日でも主張する姿勢が目立っている<sup>33</sup>。また、中国政府も日中共同声明、日中平和友好条約、一九九八年の日中共同宣言の厳守を今日でも主張している。しかし、筆者は、むしろこの七二年体制構築に際する中国の対日政策に批判的であり、賠償放棄を含めた一連の戦後処理には中国国民の民意が反映され

ていなかったと断言する。かかる挑戦的な姿勢が提示されたことは戦後日中関係をめぐる中国の見解に多様性が拡大している証左とみなすことも可能であり、本書における筆者の問題提起には興味深いものがある。

このように、本書は様々な意味で興味深い点が含まれているものの、他方、以下の点に関して疑問点が残されていると感じる。

第一に、本書は問題設定が明確である一方、対象時期が長期に及んでいるため、個々の実証分析がいささか不足している観が否めない。例えば、筆者の主張するように、賠償放棄を含めて中華民国から獲得した諸権利を中華人民共和国との国交正常化交渉で外交的レバレッジとして活用する意図を初めから日本政府が有していたとすれば、日華平和条約の交渉開始の前段階から一九七二年九月に至るまでの約二〇年間、日本政府がこの点に関して実際にどのような検討をしていたのかを検証する必要がある。しかし、この点に関して筆者の言及は必ずし

も十分ではない。また、なぜ一九五八年以降、日本の歴代政権はそれまで台湾地域に限定していた日華平和条約の適用範囲に関する解釈を変更せしめたのかという極めて重要な問題に対して、それを解明するための実証的な分析を本書は欠いている。無論、これらの問題はそれ自体が一つの大きな研究課題であり、その解明には多大な困難を有するものの、近年公開された様々な外交文書をより積極的に活用すれば、今ひとつ踏み込んだ検証は可能であつたと思われる。これらの問題が既存の研究の中で必ずしも十分に解明されていないという事情に鑑みても、かかる実証分析の欠如はいささか惜しむべき点である。

第二に、筆者は今日の視点から当時の政策担当者の行爲を批判しているが、当時の時代的拘束を考慮し、いま少し十分な実証研究を展開した上で、かかる判断を下すべきであつたと思われる。例えば、日中国交正常化に関する記述で、筆者は毛沢東、周恩来らの当時の中国の指導者層の選択を厳しく批判しているが、

文化大革命による混乱、中ソ対立の先鋭化、米中接近という時代背景と、そうした背景に基づく中国の対外戦略・対日政策方針等を今日利用可能となつた史資料を活用した上で十分に検討したのち、改めてかかる評価を行うべきではなかつたか。特に、中国の賠償請求権放棄の決定過程に関しては、一九四九年一〇月の中華人民共和国建国前後から国交正常化以前の一連の対日政策に関する先行研究の整理を含めて、いま少し検討の余地があつたと思われる。

第三の疑問点は筆者の本書で一貫して掲げている「法的講和」に関する問題である。第一に、筆者が指摘するように明確な「法的講和」の欠如に伴う「戦争状態の継続」を、筆者以外の日中両国の国民がどの程度意識しているのかは疑問が残る。また「法的講和」の欠如が今日の日中間の諸問題の原因だと筆者が主張するものの、その因果関係の解明は十分な検討がなされていない印象がある。第二に、政策提言として一切の曖昧性を排除した、日中双方が納得しうる「法的講

和」の実現を訴えるのならば、筆者が考える「法的講和」の内容をいま少し具体的に示す必要があるのではないだろうか。そうでなければ、読者は筆者の意味する「法的講和」がどのような性格を有するのかわからず、かかる提言に賛成することにも躊躇せざるを得ないであろう。第三に、「法的講和」が実現されたとして、それが直ちに日中の戦後和解を導くのか否か、その点に関しても十分に検討する必要がある。筆者自身が前著『中日戦後賠償問題』の末尾で指摘していることでもあるが、法的解決が実現したとしても、日中両国の歴史認識を一致させることは容易ではなく、「法的講和」の実現が日中の戦後和解をもたらし保証は無いからである。

最後に、本書の論旨ならびにその価値とは必ずしも関係しないが、筆者の感情的な表現がいくつか散見されることが少々気になった。また、三一頁にて田中内閣退陣の理由を「リクルート事件」としているが、些細な問題とはいえず、このような明らかな歴史事実の誤認は何ら

かの形で訂正されたい。さらに三三四頁にて「佐藤英二」大使と表記しているが、これは著者自身が三二三頁で明記しているように「佐藤正二」大使の誤植である。

かかる若干の疑問点があるとしても、本書が提起した問題は、今後の日中関係の趨勢を占う上でも極めて重要かつ興味深い内容を有しており、多くの点で示唆に富むものである。その意味では、本書はこれまでの日中関係研究に一石を投じた研究書であり、今後は本書を土台としてこの分野に関する一層の発展が見られることが期待される。

#### 注

〈1〉 例えば、毛里和子『日中関係——

戦後から新時代へ』（岩波書店、二〇

〇六年）は近年の一次史料を利用したいくつかの研究を参考にしながら戦後の日中関係を通史的に把握しつつ、今日の日中関係の原因を探索し、その解決に対する問題提起を展開している。

〈2〉 例えば、金熙徳『二二世紀の日

中関係——戦争・友好から地域統合のパートナーへ』（日本橋報社、二〇〇四年）等を参照。

〈3〉 なお、筆者の論稿「一九六〇年代における日中関係の特徴」関東学院大学『経済経営研究所年報』第二六集（二〇〇四年三月）では一九六一年四月三〇日付作成の「中共問題（案）」を根拠にかかると日本政府の意図を指摘している。

〈4〉 戦後和解に関しては小菅信子『戦後和解——日本は〈過去〉から解放たれるのか』（中央公論新社、二〇〇五年）を参照。